

# 松前町

## 一般廃棄物処理基本計画

(計画期間 平成23年4月～令和8年3月)



平成23年4月策定  
(令和6年4月改定)

<b>第1編</b>	<b>ごみ処理基本計画</b>	1
<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b>	
第1項	計画の目的	1
第2項	計画の法的位置づけ	1
第3項	松前町総合計画における位置づけ	2
第4項	計画の目標年次	3
<b>第2章</b>	<b>松前町の概要</b>	
第1項	地理的特色	4
第2項	地目別土地面積	4
第3項	人口の推移	4
第4項	産業構造	4
<b>第3章</b>	<b>ごみ排出量の推移</b>	
第1項	排出量の推移（平成21年度～令和4年度）	5
第2項	町民ひとり1日あたりのごみ排出量	5
<b>第4章</b>	<b>これまでの排出抑制の取組み</b>	
第1項	資源ごみ集団回収活動奨励補助制度	6
第2項	粗大ごみ戸別回収制度	6
第3項	可燃ごみ指定袋制度導入	7
第4項	電気式生ごみ処理機購入費補助制度	7
<b>第5章</b>	<b>資源化の取組み</b>	7
<b>第6章</b>	<b>収集運搬</b>	8
<b>第7章</b>	<b>中間処理</b>	
第1項	可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ	9
第2項	資源ごみ	9
<b>第8章</b>	<b>最終処分</b>	9
<b>第9章</b>	<b>ごみ処理の課題</b>	
第1項	減量化の課題	11
第2項	収集運搬の課題	11
第3項	中間処理の課題	11
第4項	資源化の課題	11
第5項	最終処分の課題	11
<b>第10章</b>	<b>ごみ処理基本計画</b>	
第1項	基本方針	12
第2項	計画ごみ量	12
第3項	ごみの減量化、再資源化計画	15
第4項	収集運搬計画	17
第5項	中間処理計画	18
第6項	最終処分計画	19
第7項	その他	19

<b>第2編 生活排水処理基本計画</b>	2 1
<b>第1章 計画の概要</b>	
第1項 計画の目的	2 2
第2項 計画対象区域	2 2
<b>第2章 生活排水の現状</b>	
第1項 生活排水処理形態別人口の状況	2 3
第2項 処理主体	2 3
第3項 処理フロー	2 4
<b>第3章 処理の現状</b>	
第1項 公共下水道	2 5
第2項 浄化槽汚泥、汲取りし尿	2 6
<b>第4章 生活排水処理基本計画</b>	
第1項 基本計画	2 7
第2項 生活排水の処理計画	3 0
第3項 し尿・浄化槽汚泥の処理計画	3 1
第4項 生活排水処理施設等整備計画	3 2
<b>資 料 公共下水汚水計画図</b>	3 4

# 第1編 ごみ処理基本計画

## 第1章 計画の概要

### 第1項 計画の目的

近年、経済的な豊かさを背景とした生活様式の変化や、社会経済動向等に伴い、ごみの排出量や質も多様化し、ごみの問題は深刻な社会問題となっている。

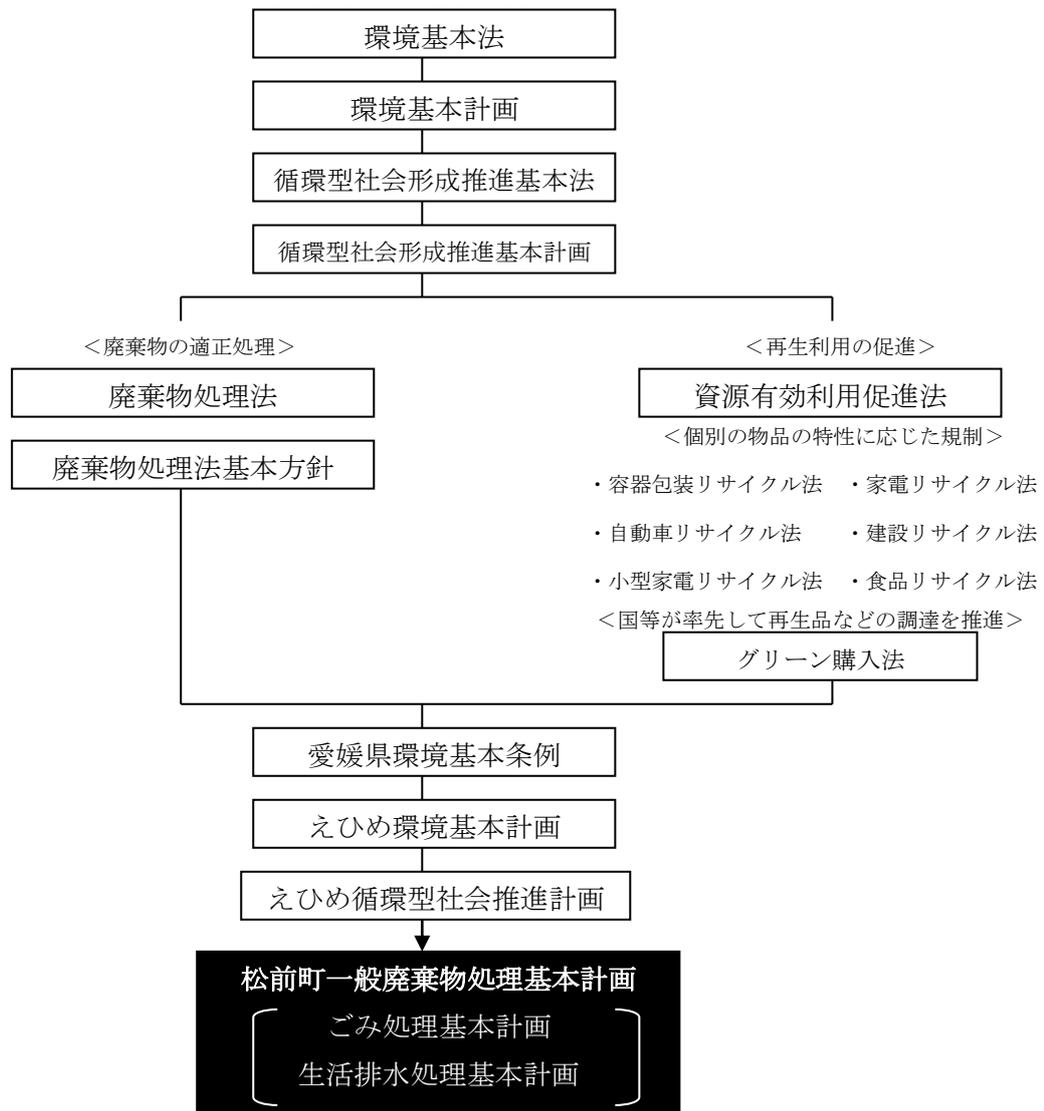
このような状況の中、毎日家庭から排出されるごみを、迅速かつ適正に処理することは、生活環境の保全及び、公衆衛生の維持向上を図るうえにも極めて重要なものである。

今後は、町民、事業者、行政の三者がごみに対する意識改革を図り、三者が一体となつてごみの減量に取り組むとともに、「出るごみを適正に処理する」という従来の概念から、「出るごみを減らして適正に処理する」という考え方に転換していく必要がある。

こうした状況をふまえ、本町における一般廃棄物処理に係る長期的な展望を示し、さらなる廃棄物の減量化及び5Rの推進に努め、環境負荷をできる限り低減させる循環型社会を構築することを目的とし、新たに松前町一般廃棄物処理基本計画を策定する。

### 第2項 計画の法的位置づけ

本計画の位置付けと他の法令、計画等との関係を次に示す。



### 第3項 松前町総合計画における位置づけ

まちづくりの基礎となる第4次松前町総合計画に定める方向性のもとに、ごみ処理事業を計画的に推進する。第4次松前町総合計画策定時に行った住民アンケート調査では、廃棄物処理対策の充実が今後の最も重要度が高い施策となっている。

第4次松前町総合計画（平成22年度～平成31年度）		
基本構想	将来像	水きらめき 笑顔あふれる ライフタウン・まさき
	基本理念	自立・共生・飛躍のまちづくり
	施策大綱 (抜粋)	<p>○安全・安心・快適な松前町をつくる</p> <p>①消防・防災の充実 ②防犯・交通安全の充実 ③環境・景観の保全と創造</p> <p><b>④廃棄物処理の充実</b> ⑤上・下水道の整備 ⑥公園・緑地・水辺の保全</p> <p>○健やかでやさしい松前町をつくる</p> <p>○人と文化が輝く松前町をつくる ○豊かでにぎわいのある松前町をつくる</p> <p>○飛躍を支える松前町の基盤をつくる ○みんなで力を出し合う松前町をつくる</p>
	主要施策	<p>○<b>廃棄物処理に関する指針の見直し</b></p> <p>○<b>ごみ処理・リサイクル体制の充実</b></p> <p>○<b>3R運動の促進</b></p> <p>○<b>し尿等処理体制の充実</b></p>

第5次松前町総合計画においては、本庁を取り巻く状況において循環型社会の構築を掲げており、その推進のための目的と方針に、人の生活や活動に伴って発生する廃棄物を抑制するとともに、安全で快適な環境への負荷の少ない持続可能な循環型のまちを目指し、広域的なごみ処理・リサイクル体制、し尿及び浄化槽汚泥処理体制の充実に努め、5R運動を促進するとなっている。

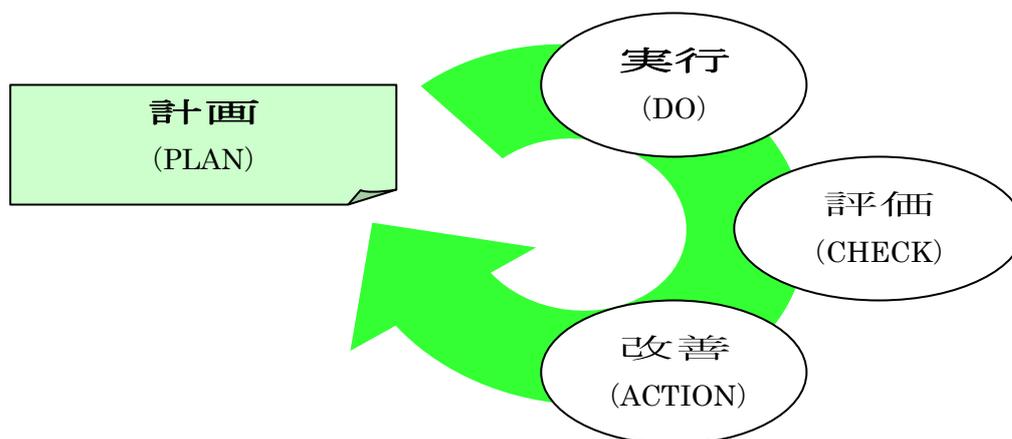
第5次松前町総合計画（令和2年度～令和11年度）		
基本構想	将来像	生きる喜び あふれる まち まさき
	基本目標	<p>いきいき 心も体も元気いっぱい！</p> <p>きらきら まちも人もおしゃれに輝く！</p> <p>わいわい 町民みんなが主役！</p>
	基本施策 (抜粋)	<p>○安全・安心な生活環境づくり</p> <p>①消防の充実 ②防災・減災の促進 ③防犯・交通安全の充実</p> <p><b>④環境保全と景観の創造</b> <b>⑤循環型社会形成の推進</b></p> <p>⑥公園・緑地・水辺の保全 ⑦コミュニティの育成 ⑧消費者行政の推進</p> <p>○笑顔で暮らせる健康づくり ○豊かな心を育む人づくり</p> <p>○活力あふれるにぎわいづくり ○快適で暮らしやすい基盤づくり</p>
基本計画	主要施策	<p>○<b>水質汚濁等環境問題への対応</b></p> <p>○<b>廃棄物処理に関する指針の見直し</b></p> <p>○<b>ごみ処理・リサイクルの推進</b></p> <p>○<b>5R運動の促進</b></p> <p>○<b>し尿等処理体制の充実</b></p>

第4項 計画の目標年次

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
計画期間・目標	初年度					*見直し・評価					*見直し・評価				目標年度

本計画の計画期間は平成23年度を初年度とし、令和7年度までの15年間とする。

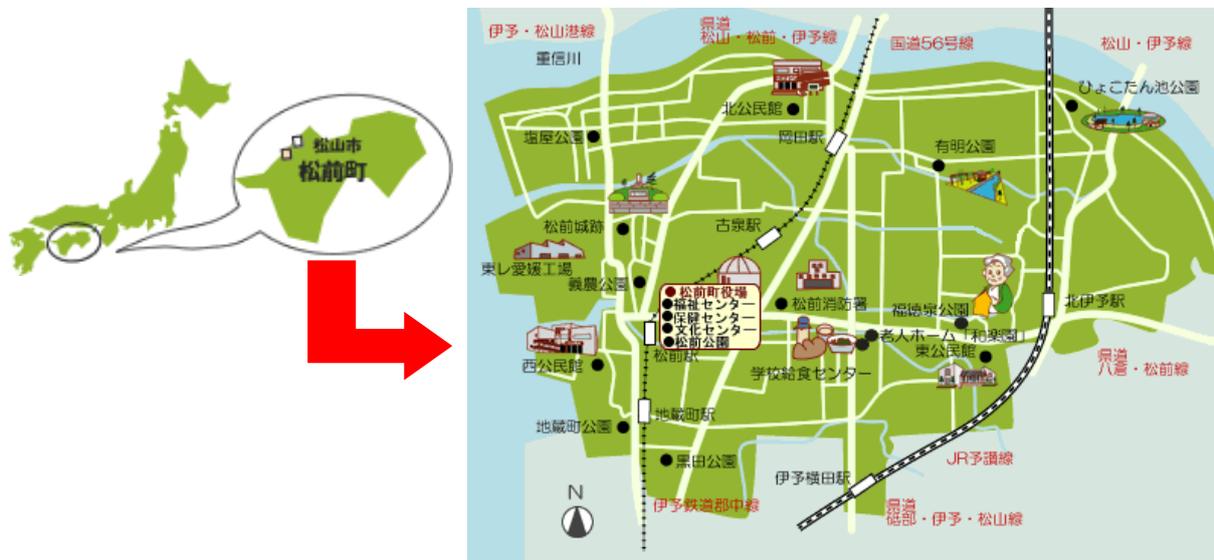
なお、この計画は、おおむね5年ごとに見直しを行うほか、本町の諸情勢に変化等があった場合には適宜見直しを行うものとする。



## 第2章 松前町の概要

### 第1項 地理的特色

本町の位置は県都松山市の南方に隣接し、東は四国霊峰石鎚山を仰ぎ、西は伊予灘に面し、南には四国山脈が望める。土地は、起伏のない平坦地であり、面積は20.41km<sup>2</sup>、愛媛県の自治体では最小面積である。



### 第2項 地目別土地面積

(単位：ha)

田	畑	宅地	池沼	山林原野	雑種地	その他	合計
821	68	568	3	0	79	502	2,041

※資料：松前町統計書令和3年度版（令和3年1月1日固定資産概要調より）

### 第3項 人口の推移

(単位：人)

H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R4
31,450	31,226	31,165	30,968	30,847	30,710	30,488	30,353

※各年10月1日現在

資料：住民基本台帳

### 第4項 産業構造

(単位：事業所、人)

	事業所数	従業者数
第一次産業	7	103
第二次産業	265	3,089
第三次産業	940	8,084
総 数	1,212	11,276

※資料：松前町統計書3年度版（平成26年事業所・企業統計調査より）

第3章 ごみ排出量の推移

第1項 排出量の推移

(単位：t)

		H21	H23	H25	H27	H29	R 1	R 3	R 4
可燃 ごみ	家庭系(行政回収)	5,108	4,905	4,812	4,690	4,660	4,536	4,356	4,210
	事業系	3,641	3,016	2,774	3,221	3,518	3,899	3,846	4,226
	合計	8,749	7,921	7,586	7,911	8,178	8,435	8,202	8,436
資源 ごみ	行政回収	1,974	2,144	2,290	2,495	2,372	2,175	2,480	2,428
	集団回収	544	542	497	430	353	300	294	285
	合計	2,518	2,686	2,787	2,925	2,725	2,475	2,774	2,713
有害ごみ		8	8	8	9	8	8	8	8
埋立ごみ		389	400	444	338	323	278	269	294
粗大ごみ		62	84	70	81	83	75	84	83
<b>ごみ総量</b>		<b>11,726</b>	<b>11,099</b>	<b>10,895</b>	<b>11,264</b>	<b>11,317</b>	<b>11,271</b>	<b>11,337</b>	<b>11,534</b>
内家庭系		8,085	8,083	8,121	8,043	7,799	7,372	7,491	7,308

第2項 町民ひとり1日当たりのごみ排出量

	H21	H23	H25	H27	H29	R 1	R 3	R 4
家庭系ごみ総量 A (単位：t)	8,085	8,083	8,121	8,043	7,799	7,372	7,491	7,308
資源回収分を除く ごみ排出量 (可燃ごみ+埋立ごみ+粗大ごみ) B (単位：t)	5,559	5,389	5,326	5,110	5,066	4,889	4,709	4,587
人口 (人)	31,450	31,226	31,165	30,968	30,847	30,703	30,488	30,353
<家庭系排出原単位> ひとり1日当たりのごみ排出量 (単位：g) A÷年間日数÷人口×1,000,000	704	709	714	712	697	658	673	660
<国の指標に基づく原単位> 資源回収分を除くひとり 1日当たりのごみ排出量 (単位：g) B÷年間日数÷人口×1,000,000	484	473	468	452	450	436	423	414

#### 第4章 これまでの排出抑制の取組み

##### 第1項 資源ごみ集団回収活動奨励補助制度

町内のボランティア活動団体やコミュニティ団体が、資源ごみを自主的に回収し、ごみの資源化、減量化を町民自らが行うことを目的に、資源ごみ集団回収活動奨励補助金の交付を行っている。

松前町資源ごみ集団回収活動奨励補助金交付要綱に基づく金額

補助対象	対象資源ごみ	補助金の額
ボランティア活動 団体 コミュニティ団体	新聞紙、雑誌類、段ボール、紙パック、古布類、アルミ缶、発砲トレイ、ペットボトル、卵パック、ペットボトルのふた、	4円/kg
	スチール缶、金属類	9円/kg
	木くず	13円/kg
	廃食用油	20円/kg
	びん（無色、茶色、その他色）	24円/kg
	廃プラスチック	39円/kg
	乾電池類、蛍光管類	404円/kg

松前町資源ごみ集団回収活動実績

(単位：t)

	紙類	缶類	その他	合計
H21	523	8	13	544
H23	520	8	14	542
H25	470	11	16	497
H27	410	12	8	430
H29	339	9	5	353
R1	284	9	7	300
R3	293	11	5	309
R4	275	10	8	293

##### 第2項 粗大ごみ戸別回収制度導入

平成16年度までごみステーションで回収を実施していたが、平成17年度から個別回収制度へ転換を図った。回収回数を1世帯当たり年7回までとし、1回の収集品目を5品目までとしたことにより収集量は激減している。

### 第3項 可燃ごみ指定袋制度導入

平成17年に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正され、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化された。

本町では、平成18年度から可燃ごみ指定袋制度を導入し、排出量に応じた負担の公平化を図るとともに、発生抑制、再生利用の推進等を行ってきたことにより、一人当たりの家庭系可燃ごみ排出量は減少傾向にある。

指定袋は3種類（大450・40円/枚、中300・30円/枚、小200・20円/枚）

### 第4項 電気式生ごみ処理機購入費補助制度

令和5年度から、一般家庭から排出される生ごみの減量を図り、もって脱炭素社会の実現に資することを目的として電気式生ごみ処理機の購入代金の一部を補助（処理機の購入価格の2分の1以内の額とし、3万円を上限。）する制度を開始した。

## 第5章 資源化の取組み

可燃ごみや埋立ごみの減量化を図るため、リサイクル可能なごみの分別収集を推進してきた。

開始年度	分別の種類
H9	有害ごみ、かん類、びん類
H12	ペットボトル
H14	紙類
H15	プラスチック類
H16	金属類
H17	古着・古布類
H18	せんてい枝（月1回）
H19	せんてい枝（月2回に）
H20	乾電池（埋立から有害に変更） 廃食用油（拠点回収）
H24	わたふとん（拠点回収）
H25	小型家電（拠点回収）
R5	古着回収（拠点回収・伊予高校『服のチカラプロジェクト』とタイアップ）

## 第6章 収集運搬

家庭系ごみは下表の分類により民間業者に委託し収集運搬を行っている。

分類		収集回数	収集方式	内容等	
可燃ごみ		週2回	家庭系廃棄物集積場所 (ごみステーション)	生ごみ、プラマークのないプラスチック製品、紙おむつ、靴、綿入りの衣類等 *可燃ごみ指定袋で排出	
資源ごみ	紙類 (新聞)	月2回		新聞紙、折込チラシ	
	紙類 (紙パック)			内容量が500ミリリットル以上のもの	
	紙類 (段ボール)			段ボール紙	
	紙類 (雑誌類)			雑誌、封筒、紙袋、シュレッター紙	
	プラスチック類	週1回		プラスチック製容器包装の識別マークがある容器包装、発砲スチロールの容器及び緩衝材等	
	ペットボトル	月1回		PET ボトル識別マークがある飲料及び調味料等の容器	
	かん類	月2回		スチール及びアルミマークがある缶	
	びん類	月1回		リターナブルびん以外のびん	
	金属類	月1回		スチール及びアルミマークがない缶、アルミ箔、金属製品	
	古着・古布類	月1回		衣類、バスタオル、カーテン、ハンカチ、シーツ、敷布、毛布等	
	せんてい枝	月2回		枝打ちした直径10センチメートル長さ1メートル未満のせんてい枝、枝打ち処理した葉、枯葉、雑草	
	廃食用油	随時		拠点回収 (庁舎、東西北公民館等)	廃食用油は、植物性廃食用油に限る *バイオディーゼル燃料に適さない植物性油を除く
	小型家電				
わたふとん	随時	庁舎		「わた」入りの布団や座布団	
有害ごみ	月1回	家庭系廃棄物集積場所 (ごみステーション)	蛍光灯、体温計(水銀式)、ボタン型電池(水銀使用) 乾電池(上記とは別袋で排出)		
埋立ごみ	月1回	家庭系廃棄物集積場所 (ごみステーション)	陶磁器類、カセットテープ、ガラス、割れたびん、電球、小型家電製品、硬質プラスチック類、その他異なる材質の部品でできた複合物等		
粗大ごみ	年7回	戸別回収	45リットルのごみ袋に入らない大型ごみ。 *事前申込制		

\*事業系ごみは、事業者自らが処理するか、一般廃棄物処理業許可業者に依頼し処理を行う。

## 第7章 中間処理

### 第1項 可燃ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ

可燃ごみの処理は、松山市に委託し、中継施設（松前町不燃物置場）を経由した上で、松山市西クリーンセンターに搬入し焼却処理を行っている。また、伊予地区清掃センターへ直接搬入された可燃ごみについては集約を行い、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処理を行っている。

松山市西クリーンセンター施設概要

所在地	松山市大可賀三丁目 525 番 6
敷地面積	約 27,160 平方メートル
施設能力：焼却炉	420t/日（140t/日×3炉）
施設能力：灰溶融炉	23t/日×2炉（交互運転）

埋立ごみ及び粗大ごみについては、松前町不燃物置場に搬入し、中間処理（「可燃ごみ」「資源ごみ」「埋立ごみ」に分別）を行い、「可燃ごみ」は松山市西クリーンセンターへ、「資源ごみ」は民間業者へ、「埋立ごみ」は減容処理を行い民間最終処分場にて処分を行っている。

### 第2項 資源ごみ

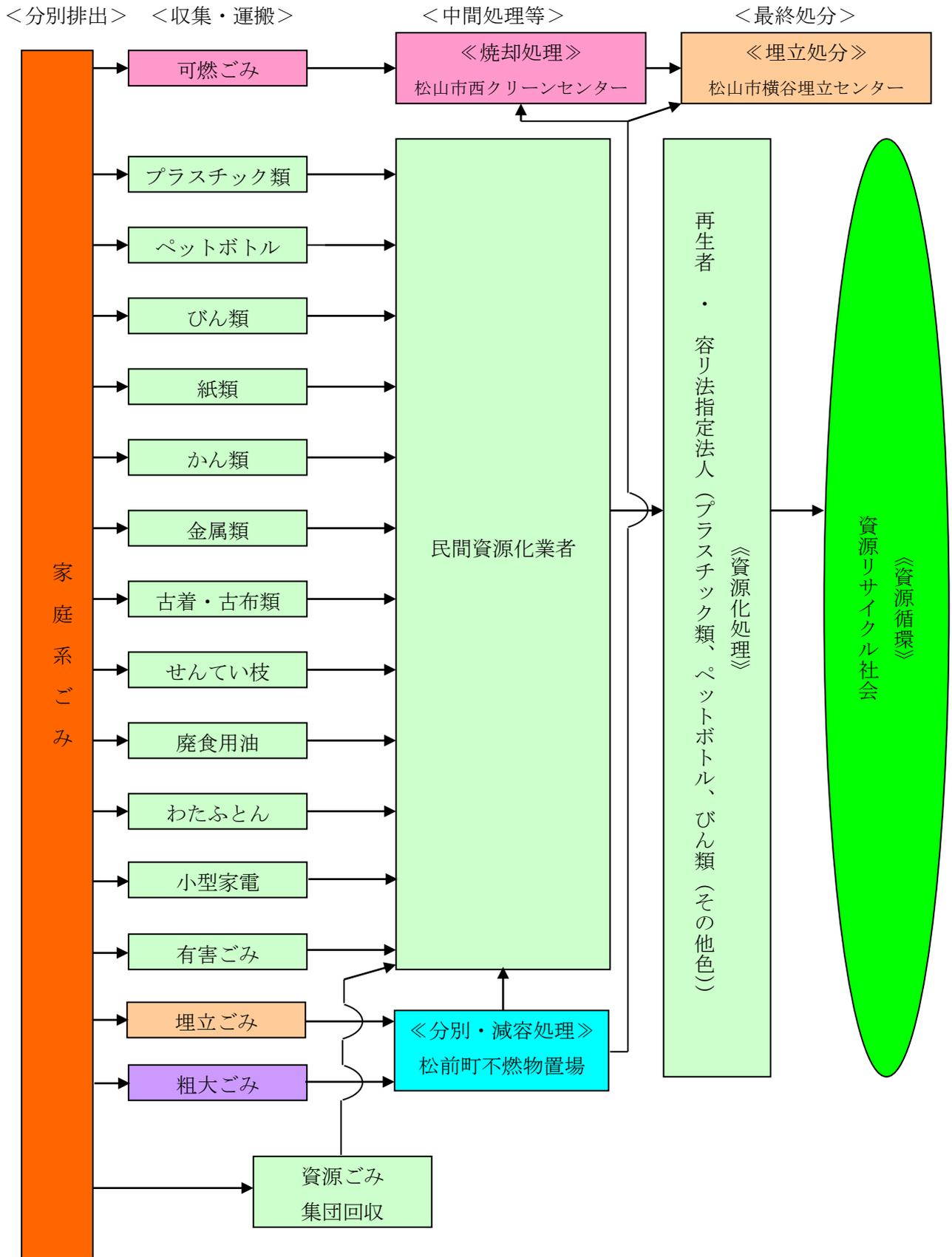
本町は資源ごみの中間処理施設を有していないため、民間業者に委託し中間処理及び資源化処理を行っている。

## 第8章 最終処分

可燃ごみを松山市西クリーンセンターで処理した後の焼却灰は松山市横谷埋立センターにて最終処分を行っている。また、同センターで焼却の際に生成される灰溶融スラグは、本町内の道路工事においてもアスファルト舗装材料として使用している。

埋立ごみ及び粗大ごみについては、本町は最終処分場を有していないため、民間最終処分業者に委託し最終処分を行っている。

<本町のごみ処理フロー（令和5年度）>



## 第9章 ごみ処理の課題

### 第1項 減量化の課題

松前町の人口は、平成21年以降は減少しており、少子化の進行等により今後も減少傾向で推移していくことが予測される。人口の減少に伴って家庭系の収集可燃ごみの総排出量は減少傾向となっている。また、一人1日単位の排出量も減少している。事業系の可燃ごみについても松山市西クリーンセンターで処理を行うようになった令和5年度から排出量が減少しており、今後もこの傾向は続く予想されるが、更なる減量化を図っていくことが課題である。

### 第2項 収集運搬の課題

町には収集運搬機能を有していないため、民間業者に委託し行うものとするが、環境保全の重要性、及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、業務が確実に履行される態勢を維持していくことが課題である。また、高齢化が進んだ場合の高齢者世帯に対する収集サービスの在り方を検討しなければならない。

### 第3項 中間処理の課題

可燃ごみの中間処理は、松山市に委託し、松山市西クリーンセンターで実施している。松山市への委託料を抑制するため、分別の徹底を図り焼却量の減量に向けた取り組みが必要となっている。

### 第4項 資源化の課題

行政回収（資源ごみの分別収集）の推進や集団回収（補助金制度の制定）により、計画開始年の平成21年度資源化量の実績2,518t、リサイクル率21.5%に対して、令和4年度は資源化量実績2,721t、リサイクル率23.6%を達成している。しかしながら、資源ごみの行政回収量は増加傾向にあるのに対して、集団回収量が年々減少している。

循環型社会の形成に向け、さらなる資源化を推進する取り組みが課題となっている。

### 第5項 最終処分の課題

最終処分は、一般廃棄物最終処分場で行っているが、最終処分には多大な経費が必要となるうえ、処分場の延命化を図るためにもさらなる減量を推進することが必要である。

## 第10章 ごみ処理基本計画

### 第1項 基本方針

#### (1) ごみの発生抑制と資源循環システムの充実

ごみ問題を解決する第一歩は、住民一人ひとりが、できる限りごみを出さないというライフスタイルに転換しごみの発生を抑制すること（リデュース）、繰り返し使うこと（リユース）であり、また、再商品化された製品の積極的利用（リサイクル）、エコバックを活用してレジ袋を使用しないなど、ごみとなるものの発生自体を抑える（リフューズ）、壊れても修繕して簡単に捨てない（リペア）を求めていくことが重要である。

事業者については、製品の生産から廃棄に至るまでの各段階において、ごみの発生が抑制される仕組みに転換していくことであるため、事業者に対しては、ごみになりやすく、再商品化しやすい商品の開発を促していく。

#### (2) 環境負荷の少ない循環型の処理システムの構築

ごみの発生や排出を抑制、再利用を促進したうえでも排出されるごみについては、環境負荷の低減を念頭におき、資源物の分別とリサイクルを基調とした循環型の処理を推進する。

また、リサイクル技術の開発動向や実効性を見極めながら松前町の実情にあった新たなリサイクルシステムを構築し、住民から信頼を得られる適正処理をめざす。

#### (3) 住民、事業者、行政のパートナーシップによる取組みの推進

ごみを排出しているのは住民や事業者であり、循環型社会の確立には住民や事業者がそのことを十分自覚し、主体的かつ実践的な行動を起こさなければ、ごみの発生抑制や再利用、リサイクルは進展しない。それぞれが果たすべき役割を認識し、信頼関係をもって取組にあたる。

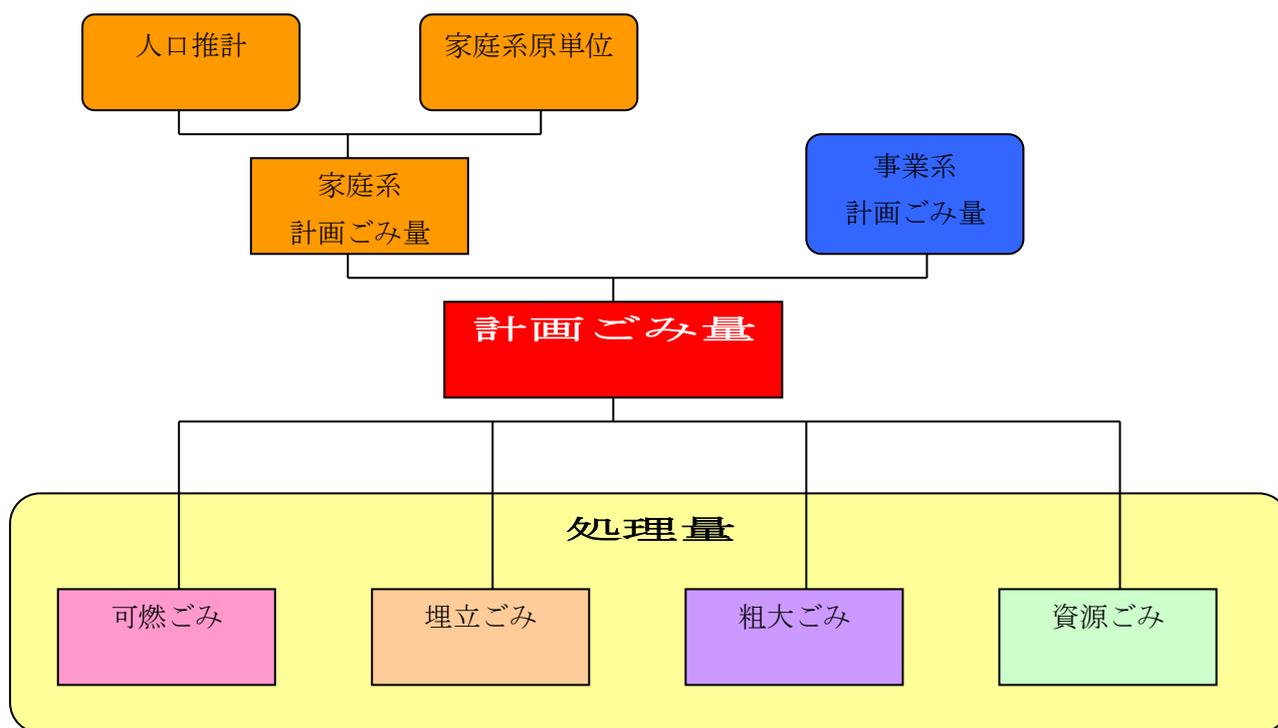
### 第2項 計画ごみ量

計画ごみ量は、町が収集を行う家庭系ごみ量と、事業者が排出する事業系ごみそれぞれの計画量を合計して求めるものとする。

一般家庭から排出される家庭系ごみ量は、家庭系原単位を算出する。

家庭系原単位及び事業系ごみ量は、減量目標等を定め、目標を達成するためのごみ量、原単位を計画値とする。

<計画ごみ量の算出方法>



$$\text{家庭系排出原単位 (g/人・日)} = \frac{\text{計画家庭系ごみ量 (t/年)}}{\text{人口 (人)} \times \text{年間日数 (日)}} \times 1,000,000$$

(1) 計画収集区域内人口

計画収集区域は町全域とし、計画収集区域内人口は行政区内人口と同数とする。

本町の最上位計画である「第5次松前町総合計画」における人口の目標では、令和7年 29,093人、令和12年 28,506人と示されている。

(単位：人)

実績	H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R4
	31,450	31,226	31,165	30,968	30,847	30,703	30,488	30,353
計画 (推計値)	R7	R12						
	29,093	28,506						

(2) 減量化・資源化目標

減量化・資源化の目標を、国や愛媛県が示す目標を基に、以下の表に示すように定める。

排出量の削減目標に関しては、人口が増加傾向にあることから、原単位による削減目標とする。

分別の推進および平成 18 年度に可燃ごみ指定袋制度を導入したことにより、ごみの分別意識が向上し、家庭系原単位量では大幅なごみの減量化が図られている。家庭系原単位については 640 g / 人・日以下、リサイクル率を 30% にすることを目標とする。

対象	目 標	国・県の目標（参考）
家庭系原単位	640 g / 人・日以下	県：第五次えひめ循環型社会推進計画 令和 7 年度目標 令和 2 年度比 8 % 減
資源ごみを除く 1 人 1 日 あたりごみの排出量（原単位）	420 g / 人・日以下	国：第四次循環型社会形成推進基本計画 令和 7 年度目標 440g / 人・日以下
リサイクル率	30%	県：第五次えひめ循環型社会推進計画 令和 7 年度目標 28.0%

(3) 計画ごみ量

目標年度（令和 7 年度）における、計画ごみ量を以下の表に示す。

原単位、リサイクル率の目標を達成することで、平成 21 年度と比較し、人口 2,357 人減少に対して計画ごみ量を約 2,440 t 減少させる計画となる。

<計画ごみ量>

(単位：t)

		実 績 量							計 画 量	
		H21	H23	H25	H27	H29	R 1	R 3	R 4	R 7
人 口		31,450	31,226	31,165	30,968	30,847	30,703	30,488	30,353	29,093
可 燃 ご み	家庭系 (行政回収)	5,108	4,905	4,812	4,690	4,660	4,536	4,356	4,210	3,677
	事業系	3,641	3,016	2,774	3,221	3,518	3,899	3,846	4,226	2,490
	合 計	8,749	7,921	7,586	7,912	8,177	8,435	8,202	8,436	6,168
資 源 ご み	行政回収	1,974	2,144	2,290	2,495	2,372	2,175	2,480	2,428	2,391
	集団回収	544	542	497	430	353	300	294	285	387
	合 計 A	2,518	2,686	2,787	2,925	2,725	2,475	2,774	2,713	2,786
	有害ごみ B	8	8	8	9	8	8	8	8	8
埋立ごみ		389	400	444	338	323	278	269	294	276
粗大ごみ		62	84	70	81	83	75	84	83	57
計画ごみ総量 C		11,726	11,099	10,895	11,264	11,317	11,271	11,337	11,534	9,286
内家庭系		8,085	8,083	8,121	8,043	7,799	7,372	7,491	7,308	6,796
リサイクル率 (%) (A+B) ÷ C		21.5	24.3	25.7	26.0	24.1	22.0	24.5	23.6	30.0

① 計画家庭系ごみ量

	単位	実績量								計画量
		H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R4	R7
人口	人	31,450	31,226	31,165	30,968	30,847	30,703	30,488	30,353	29,093
原単位	g/人・日	704	709	714	712	697	658	697	660	640
年間量	t/年	8,085	8,083	8,121	8,043	7,799	7,372	7,491	7,308	6,796

家庭系ごみ量は現在の原単位から令和7年度に20g削減をめざす。

② 計画事業系ごみ量

	単位	実績量								計画量
		H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R4	R7
年間量	t/年	3,641	3,016	2,774	3,221	3,518	3,899	3,582	3,846	2,490

町内での事業活動の活性化等の要因に伴いごみ量の増加も懸念されるが、事業者の排出を抑制する取り組みを推進し、令和7年度に2,490 t/年をめざす。

③ 計画総ごみ量

	単位	実績量								計画量
		H21	H23	H25	H27	H29	R1	R3	R4	R7
家庭系	t/年	8,085	8,083	8,121	8,043	7,798	7,372	7,755	7,688	6,796
事業系	t/年	3,641	3,016	2,774	3,221	3,518	3,899	3,582	3,846	2,490
年間量	t/年	11,726	11,099	10,895	11,265	11,316	11,271	11,337	11,534	9,286

第3項 ごみの減量化、再資源化計画

(1) 住民・事業者・行政の役割

① 住民の役割

- ・ごみをなるべく自ら処分することに努め、町のごみ減量施策に協力する。
- ・排出ルールを遵守し、集積場所（ごみステーション）の適正管理を行う。
- ・生ごみの堆肥化、水切りの徹底等、家庭でできる減量化・資源化を積極的に進める。
- ・使い捨て商品の購入を自粛する。
- ・過剰包装を辞退し、マイバッグを利用する。
- ・食べ物の作りすぎや食べ残しをなくし、ごみにしないよう食生活を見直す。
- ・長く使える商品を購入し、買い替えるよりも修理して使用する。
- ・フリーマーケット、不用品交換、オークション等を活用し不用品を極力ごみとして排出しない。
- ・リターナブル容器やテポジット制度、販売店回収制度を積極的に活用する。
- ・資源ごみ集団回収活動など、自主的なごみ減量への取り組みを進める。

## ②事業者の役割

- ・事業活動に伴うごみは自らの責任において適正に処理する。
- ・ごみの発生や排出の抑制に関する施策に協力する。
- ・使い捨て商品の製造販売を見直す。
- ・最小限の包装に心がけ、過剰包装を自粛する。
- ・製品の長寿命化やリサイクルが容易な製品を開発する。
- ・リターナブル容器やテポジット制度の取り組みを進める。
- ・自主的で計画的なごみの減量化、資源化を進める。
- ・食品リサイクル法の対象となる生ごみの減量化の取り組みを推進する。
- ・環境マネジメントシステムに基づいた事業活動を行う。

## ③行政の役割

- ・職員の資質の向上と、能率的なごみ処理体制の確立に努める。
- ・多量排出事業者への減量化計画の策定を指導する。
- ・住民、事業者の自発的な活動や効果的な方法の啓発と支援を図る。
- ・国や企業に対し、効果的な発生・排出抑制策の推進を働きかける。
- ・ごみの発生抑制や減量の努力に報いることができるような施策と、適正で公平なごみ処理費用の負担を検討する。
- ・資源化に必要な施設の整備・運営を行い、円滑なリサイクルを推進する。
- ・町役場内備品や公共工事におけるリサイクル品の利用を率先して推進する。
- ・環境教育、施設見学会など住民の学習機会の充実を図り、情報提供にも努める。
- ・未利用バイオマスの循環利用の確立に努める。

## (2) 減量化

ごみ処理量を減少させるためにはごみの発生自体を抑制することが重要な要素である。

ごみの排出当事者である住民・事業者の意識高揚が最も重要である。

行政としては、一層の減量啓発に努め、電気式生ごみ処理機購入費補助金・資源ごみ集団回収活動奨励補助金交付の継続等により、住民自らの自主的な取り組みに対する支援を継続的に行っていく。

また、現在家庭系ごみの指定袋による有料化制度は可燃ごみのみであるが、今後、その他の種別についても排出量や社会情勢の変化等に応じて処理コストの一部負担を検討していく。

事業系ごみについては、紙類等の分別を推進し搬入量の減少を図る。許可業者による搬入には、指定袋制度を導入し他市町からのごみの混入を防ぎ、手数料の見直し等も行う。

## (3) 資源化

令和4年度のリサイクル率は23.6%となっている。今後は、家庭ごみの分別の徹底、資源ごみ集団回収活動の奨励、埋立ごみ及び粗大ごみの再資源化、硬質プラスチックの再資源化、廃棄物系バイオマスの利活用等を推進し、リサイクル率30%をめざす。

#### 第4項 収集運搬計画

##### (1) 収集方式

計画収集区域は本町全域とする。

家庭から出るごみは、原則として地域（利用者）が管理する家庭系廃棄物集積場所（ごみステーション）に排出されたものを収集する。ただし、粗大ごみについては、事前申込制度とし戸別収集を行う。

##### (2) 収集運搬体制

①収集運搬業務は、生活環境の保全上支障が生じないうちに迅速かつ安全に処理を行わなければならないため、法で定められる基準を満たし、かつ、分別収集を行うための適切な体制が確保できる一般廃棄物処理業許可業者に委託し実施することとするが、次に該当する業者には委託しない。

ア 役員等が、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であると認められる場合。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合。

ウ 役員等が自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる場合。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

②高齢化社会に対応したサービスの提供も検討していく。

③事業系ごみについては、事業者が自らの責任において、直接搬入するか、一般廃棄物処理業許可業者に直接依頼し適正な処理を行う。

## 第5項 中間処理計画

### (1) 可燃ごみ

可燃ごみは、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

また、伊予地区清掃センターへ直接搬入されたごみは集約を行い、松山市西クリーンセンターに搬入して焼却処分する。

### (2) 粗大、埋立ごみ

粗大、埋立ごみは、松前町不燃物置場において分別を行い、可燃ごみは松山市西クリーンセンターで焼却処理を行い、資源物は民間委託業者において中間処理を施し再資源化することにより、最終処分量の減量に努める。

### (3) 資源ごみ

分別排出された資源物は民間委託業者により中間処理を施し下記のリサイクルルートにより再商品化を行う。

今後は、費用対効果が見込める新たなリサイクルルートの開拓に努め、中間処理施設の整備についても検討していく。

品 目	リサイクルルート	
	独自ルート	指定法人ルート
紙 類	○	
プラスチック類		○
ペットボトル	○	○
かん類	○	
びん類	○（白・茶色）	○（その他色）
金属類	○	
古着・古布類	○	
せんてい枝	○	
わたふとん	○	
小型家電	○	
有害ごみ	○	
廃食用油	○	

## 第6項 最終処分計画

最終処分は、今後も一般廃棄物最終処分場にて行うが、最終処分には多大な経費が必要となるうえ、処分場の延命化を図るためにも住民、事業者に対しさらなる減量啓発を行い、町においては、粗大ごみ、埋立ごみの分別が効果的に行える施策の検討を進めていく。

## 第7項 その他

### (1) 松前町環境審議会

ごみ減量及び地球温暖化防止対策に関し意欲、知識及び識見を持っている者のうちから町長が委嘱又は委任し、次の事項について調査、研究及び協議を行う。

- ①ごみ減量及び地球温暖化防止対策の企画及び立案
- ②ごみ減量対策及び地球温暖化防止対策の普及啓発
- ③住民、事業者及び行政によるごみ減量対策及び地球温暖化防止対策の取組み
- ④その他ごみ減量対策及び地球温暖化防止対策に関し必要な事項

### (2) 災害廃棄物

台風や地震時、自然が引き起こす災害は被害の規模が大きく災害時の廃棄物の処理に関して、松前町地域防災計画に基づく対応や近隣自治体、愛媛県との連携を図る。

地震に関しては国の指針に基づく対策を推進し、災害廃棄物処理を可能な限り円滑に進め、地域の衛生状態の保持に努める。

### (3) 在宅医療廃棄物、感染症廃棄物

医療活動の多様化に伴い、在宅医療を受ける患者が増加し、在宅医療廃棄物が一般のごみに混ざって排出されることによる収集時の問題増加が懸念される。家庭から排出される在宅医療廃棄物に関しては、医療機関と協力し、適正な処理を推進する。

特に感染性廃棄物（注射器やカテーテル及び輸液バック等）の回収、処理に関しては、医療機関、医師会、薬剤師会、薬剤メーカー等が自主的に回収するよう働きかける。

### (4) 海底、海中ごみ対策

漁業者によって社会貢献的に行われる海底、海中ごみの持ち帰りについては、漁業組合等関係機関と連携を図り支援できる体制を構築していく。

(5) 適正処理困難物に対する方針

①環境大臣が指定する適正処理困難物については収集及び処分は行わない。

(テレビ、冷蔵庫、スプリングマットレス、ゴムタイヤ)

②次の品目は本町においては適正処理が困難であることから、収集及び処分は行わない。

処理が困難な物	・危険性、有害性があるもの ・重量、容積が著しく大きいもの
資源有効利用促進法対象物	・自動車、パソコン、小型二次電池等
家電リサイクル法対象物	・テレビ、エアコン、冷凍・冷蔵庫・冷温庫、洗濯機・衣類乾燥機
一時大量ごみ	・1日に15kgを超えるもの
医療系廃棄物	・注射器、注射針、チューブ・カテーテル類
特別管理一般廃棄物	・PCB使用製品 ・ばいじん ・ダイオキシン類含有物 ・感染性一般廃棄物
事業系ごみ	・事業活動に伴い生じるごみ(可燃ごみを除く)
産業廃棄物	・産業廃棄物に分類される20品目

(6) 広域化への取り組み

可燃ごみは伊予地区ごみ処理施設管理組合伊予地区清掃センターで焼却処理を行ってきたが、施設の老朽化のため、令和5年度から稼働を停止しており、現在は暫定措置として、松山市へ処理委託し、松山市西クリーンセンターに搬入し処理を行っている。

ごみは単に「燃やして埋める」だけではなく、環境に負荷をかけないことや資源の有効活用をさらに図ることも求められており、これらを推進するための施設は、財政面・技術面の観点から伊予地区ごみ処理施設管理組合のみの対応では困難であり、廃棄物処理の広域化や廃棄物処理施設の集約化を図る必要がある。

このような状況から、今後松前町の一般廃棄物処理にあたっては、持続可能なごみ処理体制を構築するため、関係市町と十分な協議したうえで広域化を推進していくものとする。

(7) 地球温暖化防止対策

住民・事業者・町が共通意識を持ちごみの減量に取り組むとともに、5R施策を強力に推進する。また、ごみ収集車両にバイオディーゼル燃料を使用するなど、松前町バイオマスタウン構想に基づく、廃棄物系バイオマスの活用促進を図り、二酸化炭素の排出抑制に努める。

(8) 不法投棄対策

不法投棄が多発する場所は、警告看板や監視カメラの設置及び職員によるパトロールを実施するとともに、地域や住民とも連携し早期発見に努め、投棄者には厳正に対処する。悪質な事案については警察に協力要請を行い告発する。

## 第2編 生活排水処理基本計画



## 第1章 計画の概要

### 第1項 計画の目的

本町の生活排水処理は、公共下水道の整備が進み、令和4年度末には計画処理区域内人口 30,346人のうち 19,851人が汚水衛生処理を行い、汚水衛生処理率は65.42%に達している。

公共下水道の整備地域は、市街地区を中心とした地域であり、農村地域である内陸部の生活排水処理対策が求められている。

そこで、この生活排水処理基本計画では、公共下水道及び公共下水道計画区域外の生活排水（し尿、生活雑排水）の処理と、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等について、長期的な視点に立った基本計画を明確にすることを目的とする。

### 第2項 計画対象区域

計画対象区域は、本町全域とする。

### 第3項 計画目標年次

ごみ処理基本計画と同様、令和7年度とする。

## 第2章 生活排水の現状

### 第1項 生活排水処理形態別人口の状況

本町における過去5年間の処理形態別人口の推移は次表に示すとおりである。

公共下水道の普及により水洗化・生活雑排水処理人口が増加し、非水洗化人口は減少している。公共下水道計画区域外の地域における合併処理浄化槽の普及を推進している。

生活排水処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分	H30	R元	R2	R3	R4
1 計画処理区域内人口	30,814	30,605	30,491	30,281	30,346
2 水洗化・生活雑排水処理人口	18,091	18,575	19,066	19,440	19,851
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	8,692	8,978	9,204	9,133	9,236
(3) 公共下水道	9,399	9,597	9,862	10,307	10,615
(4) 集落排水施設	0	0	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	10,644	9,962	9,372	8,794	8,455
4 非水洗化人口	2,079	2,068	2,053	2,047	2,040
(1) 汲み取りし尿	2,079	2,068	2,053	2,047	2,040
(2) 自家処理	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

### 第2項 処理主体

現在、処理区分ごとの処理主体は、公共下水道は町、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は個人とする。

生活排水の処理主体

処理施設	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

### 第3項 処理フロー

令和4年度末における生活雑排水の処理体系を次図に示す。

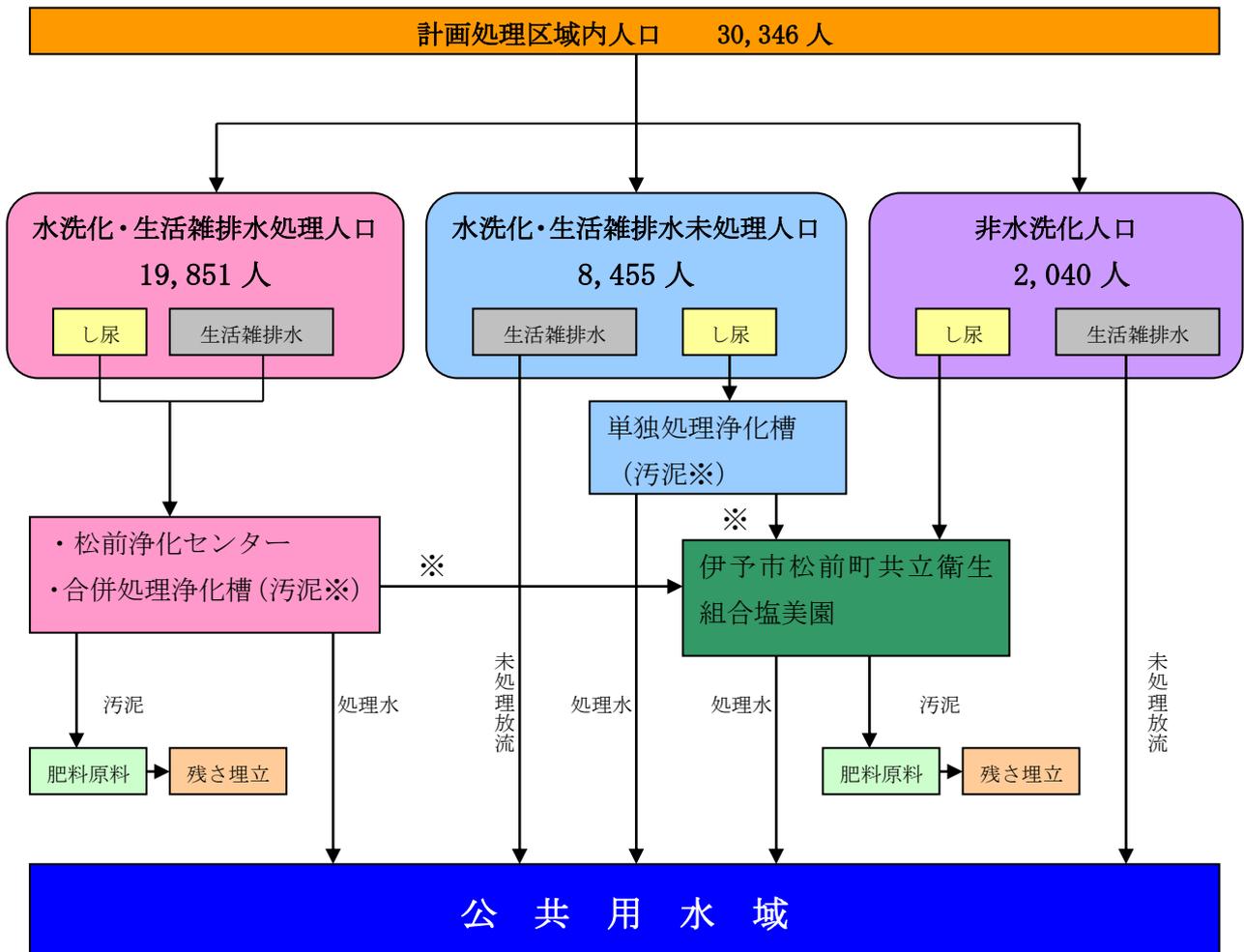
水洗化・生活雑排水処理人口については、し尿と生活雑排水を合わせて公共下水道、合併処理浄化槽により処理し、その処理水を放流している。

水洗化・生活雑排水未処理人口については、し尿は単独処理浄化槽により処理し、生活雑排水は未処理のまま放流している。

非水洗化人口については、し尿は伊予市松前町共立衛生組合塩美園に収集運搬され処理され、生活雑排水は未処理のまま放流している。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から発生する汚泥については、伊予市松前町協立衛生組合塩美園に搬入し適正処理を行っている。

生活排水処理フロー（令和4年度）



### 第3章 処理の現状

#### 第1項 公共下水道

松前町の下水道事業は、昭和62年度に当初認可を受け整備を進めている。

現在では、約226.7haの下水道法事業認可を受け、市街化区域及び市街化調整区域の一部で事業整備を進めており、今後も区域を拡大しながらさらなる下水道整備の促進を図っている。

令和4年度の公共下水道の利用者は10,615人で、計画区域内の処理人口30,346人に対する率は34.98%となっている。

し尿及び生活雑排水は松前浄化センターにて適正処理が行われ、処理水は徹底した水質管理を行い伊予灘公共用水域へ放流、脱水汚泥は土状の状態となり、一部は堆肥原料として再生利用され、残りは埋立処分を行っている。

松前浄化センター 施設概要

概要	下水道終末処理場
敷地面積	35,002 m <sup>2</sup>
建物面積	3,899 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成14年3月
処理方法	標準活性汚泥法
処理能力	16,600 m <sup>3</sup> /日（既存施設：10,200 m <sup>3</sup> /日）

松前浄化センター し尿及び生活雑排水処理量実績 (単位：m<sup>3</sup>)

H30	R元	R2	R3	R4
832,725	832,589	867,561	874,002	888,671

## 第2項 浄化槽汚泥、汲取りし尿

し尿及び浄化槽汚泥は、伊予市松前町共立衛生組合塩美園で処理しており、伊予市と連携して適正処理に努めている。

処理水は徹底した水質管理を行い伊予灘公共用水域へ放流、汚泥は汚泥再生処理設備で、他の施設より搬入される脱水汚泥や厨芥類と混合され、約50%は肥料として再生利用され、残りは焼却し埋立処分を行っている。

伊予市松前町共立衛生組合塩美園 施設概要

概要	し尿・浄化槽汚泥再生処理施設
敷地面積	9,180 m <sup>2</sup>
建物面積	3,823 m <sup>2</sup>
竣工年月	平成12年3月
処理方法	膜分離型高負荷脱窒素処理方式＋高度処理
処理能力	し尿 50 kl/日、浄化槽汚泥 18 kl/日、 農業集落排水処理施設からの脱水汚泥 0.5t/日、 厨芥類、水産固形有機廃棄物等 0.5t/日

伊予市松前町共立衛生組合塩美園 し尿及び浄化槽汚泥処理実績 (単位：kl)

	H30	R元	R2	R3	R4
し尿	2,642	2,470	2,392	2,148	1,969
浄化槽汚泥	9,320	9,487	9,727	9,311	9,611
処理量合計	11,962	11,957	12,119	11,459	11,580

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1項 基本計画

#### (1) 生活排水処理の方針

○公共下水道の利用促進を図る。

計画区域内は加入率100%を目標に広報活動を行う。

○公共下水道計画区域外については、合併処理浄化槽の導入を図る。

汲み取りや単独浄化槽からの転換を促進し、生活雑排水の適正処理を目指す。

#### (2) 生活雑排水を処理する区域の設定

松前町における生活排水を処理する区域は、松前町全域とし、それぞれの区域は以下のように区分する。

##### ① 公共下水道計画区域（34頁参照）

公共下水道への接続を推進する。

##### ② 合併処理浄化槽整備区域

公共下水道計画区域以外の地域を合併処理浄化槽整備区域として、合併処理浄化槽の設置を推進する。

#### (3) し尿・汚泥の処理処分の方針

汲み取りによるし尿、浄化槽汚泥は、現在の伊予市松前町共立衛生組合塩美園において処理を行う。

#### (4) 生活排水処理の基本指標

##### ① 汚水衛生処理率

計画目標年次である令和7年度における汚水処理人口普及率は、下水道及び合併処理浄化槽の整備により、平成21年度末の41.17%から73.39%以上に引き上げることを目標とする。

②生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の内訳を以下に示す。

生活排水処理形態別人口

(単位：人)

区 分	R 5	R 6	R 7
1 計画処理区域内人口	29,687	29,390	29,093
2 水洗化・生活雑排水処理人口	20,307	20,978	21,351
(1) コミュニティ・プラント	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽	9,457	9,893	10,031
(3) 公共下水道	10,850	11,085	11,320
(4) 集落排水施設	0	0	0
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	7,348	6,388	5,726
4 非水洗化人口	2,032	2,024	2,016
(1) 汲み取りし尿	2,032	2,024	2,016
(2) 自家処理	0	0	0
5 計画処理区域外人口	0	0	0

③生活排水処理主体

処理区分ごとの処理主体は、公共下水道は町、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の処理主体は個人とする。

生活排水の処理主体

処理施設	処理対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	町
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人
単独処理浄化槽	し尿	個人

④生活排水処理量の予測

○松前浄化センター し尿及び生活雑排水処理量予測

(単位：m<sup>3</sup>)

R 5	R 6	R 7
899,226	909,781	920,336

○伊予市松前町共立衛生組合塩美園 し尿及び浄化槽汚泥処理量予測 (単位：kℓ)

	R 5	R 6	R 7
し尿	1,890	1,824	1,757
浄化槽汚泥	9,716	9,898	10,082
処理量合計	11,606	11,722	11,839

## 第2項 生活排水の処理計画

### (1) 生活排水処理施設整備の推進

公共下水道の整備推進と汚水衛生処理率の向上を図るため、以下に示す施策を展開する。

- 公共下水道計画の周知徹底を図る。
- 供用開始区域における即時接続を推進する。

### (2) 生活雑排水対策の促進

松前町全域のうち公共下水道計画区域外については、生活雑排水処理率の向上を図るため合併処理浄化槽の整備を推進する。

- 公共下水道施設整備との整合性を図りながら、合併処理浄化槽の設置を推進する。
- 設置者における合併処理浄化槽の適正管理の指導を行う。

#### ① 単独処理浄化槽の廃止

家庭及び事業所の既設単独処理浄化槽については、水質汚濁への負荷を軽減するため合併処理浄化槽への転換を推進する。

#### ② 普及啓発・環境教育の推進

生活雑排水の処理の必要性を住民に周知するよう指導、教育活動を展開し、合併処理浄化槽の普及を図るとともに、浄化槽の維持管理の必要性についての周知徹底を行い、法定検査の受検率の向上を図る。

また、水質環境の保全のために、家庭における日常的な取り組みが重要であることを啓発し、発生源対策を強力に推進する。

### 第3項 し尿・浄化槽汚泥の処理計画

#### (1) 収集運搬計画

汲み取りし尿については、公共下水道の普及に伴い、し尿収集世帯は減少傾向となる。

公共下水道を推進することによる町内許可業者の経営圧迫を防ぎ、公衆衛生の向上と、迅速かつ適正な住民サービスを実施するためにも、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬については、現在の町内許可業者により行うものとし、臨時的に必要となる収集運搬を除き、新規業者の参入は認めないこととする。

#### (2) 中間処理計画

公共下水道のし尿及び生活雑排水は、現況と同様に松前浄化センターで適正処理に努める。

し尿及び浄化槽汚泥は、現況と同様に伊予市松前町共立衛生組合塩美園で処理するものとし、伊予市と連携して適正処理に努め、組合条例で定める処理手数料は処理量や社会情勢の変化等に応じて検討していく。

#### (3) 最終処分計画

松前浄化センター及び伊予市松前町共立衛生組合塩美園において中間処理後に発生する脱水汚泥については、再生汚泥や堆肥原料などとしてできる限り循環利用を行い最終処分量の減量に努める。

#### 第4項 生活排水処理施設等整備計画

生活排水処理施設等の整備事業における財政計画上の国・県の補助等については次のとおりである。

##### ①公共下水道

社会資本総合整備計画に基づく社会資本総合整備交付金交付対象事業として整備する。  
松前町は、目標や目標実現のための事業等を記載した社会資本総合整備計画を作成し、提出。  
国は、毎年度、社会資本総合整備計画に基づき交付金を交付。

$$\text{単年度交付限度額} = \begin{array}{l} \text{基幹事業} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{関連社会資本整備事業分} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率)} \end{array} + \begin{array}{l} \text{効果促進事業分} \\ \text{(事業費} \times \text{国費率)} \end{array}$$

※国費率は1/2

##### ②合併処理浄化槽

###### ○松前町の補助制度

松前町浄化槽設置整備費事業補助金交付要綱により補助金交付を実施する。

###### 【令和6年度 松前町浄化槽設置整備事業費補助金交付限度額】

区 分	補助金額 (円)
新築 (5人槽)	166,000
新築 (7人槽)	207,000
新築 (10人槽)	274,000
転換費 (5人槽)	332,000
転換費 (7人槽)	414,000
転換費 (10人槽)	548,000
配管工事費	300,000
単独処理浄化槽撤去費	120,000
くみ取り便槽撤去費	90,000
雨水貯留槽 (単独浄化槽再利用)	90,000

###### ○国・県の補助制度

国…循環型社会形成推進交付金 (補助率: 交付基本額  $\times$  1/3)

県…愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金 (補助率: 交付基本額  $\times$  1/3  $\times$  補正係数)

## ② し尿処理施設

伊予市松前町共立衛生組合塩美園は供用開始から 23 年が経過しており、施設・設備の延命化及び温室効果ガスの削減に資するための基幹的設備改良事業を推進する。計画の基本構想については以下のとおりであり、平成 23 年度から段階的に実施している。

### <基幹的設備改良事業基本構想>

① 主処理設備、汚泥処理設備、資源化設備、脱臭設備など、し尿処理施設を構成する重要な設備や機器について、施設の延命化及び温室効果ガスの削減に資する機能向上を図るための改良事業を実施。

②循環型社会形成推進地域計画を伊予市松前町共立衛生組合において策定。

### ③長寿命化計画の策定

施設保全計画 … 日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」、「保全方式の選定」、「機器別管理基準の設定・運用」、「設備・機器の劣化、故障、寿命の予測」に関する計画

延命化計画 … 適切な保全計画の運用に加えて必要となる基幹的設備や機器の更新整備などの延命化対策に関する計画

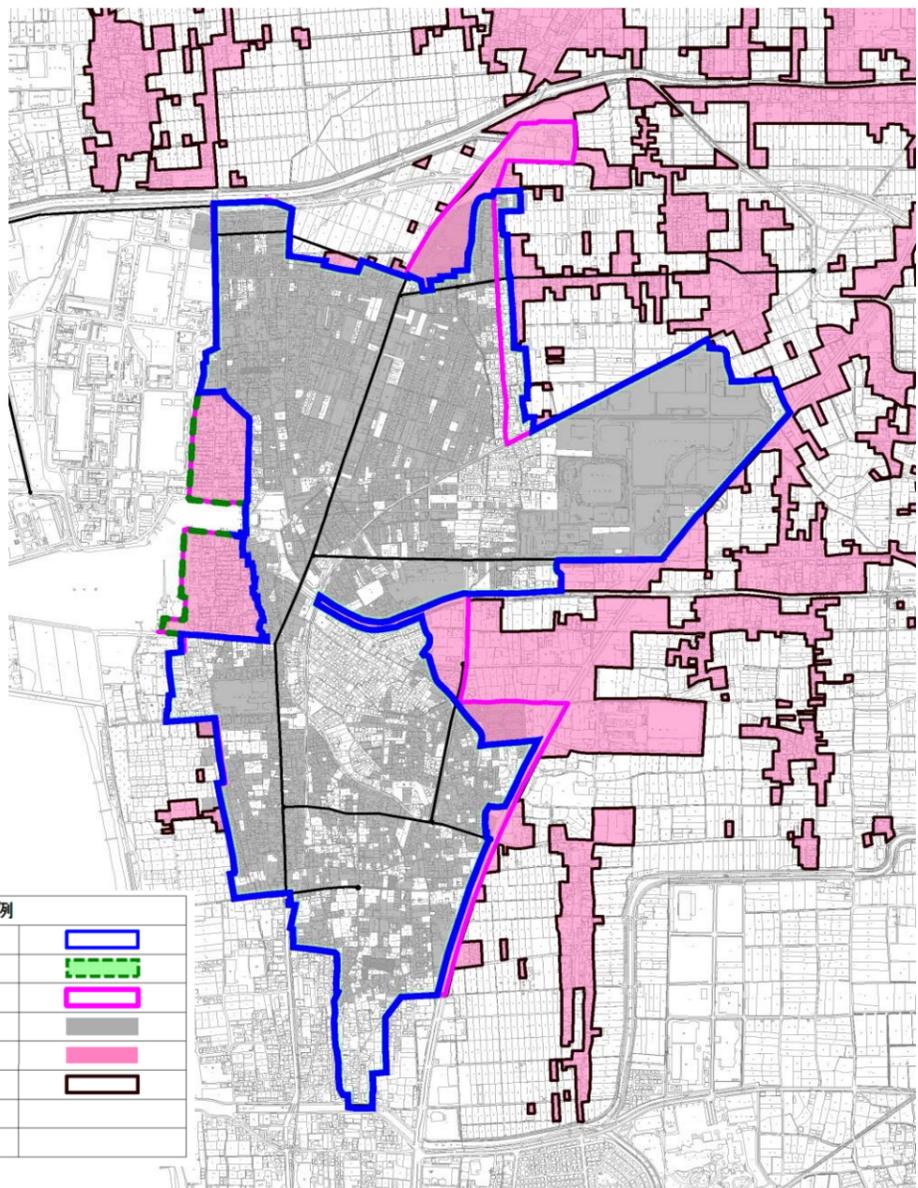
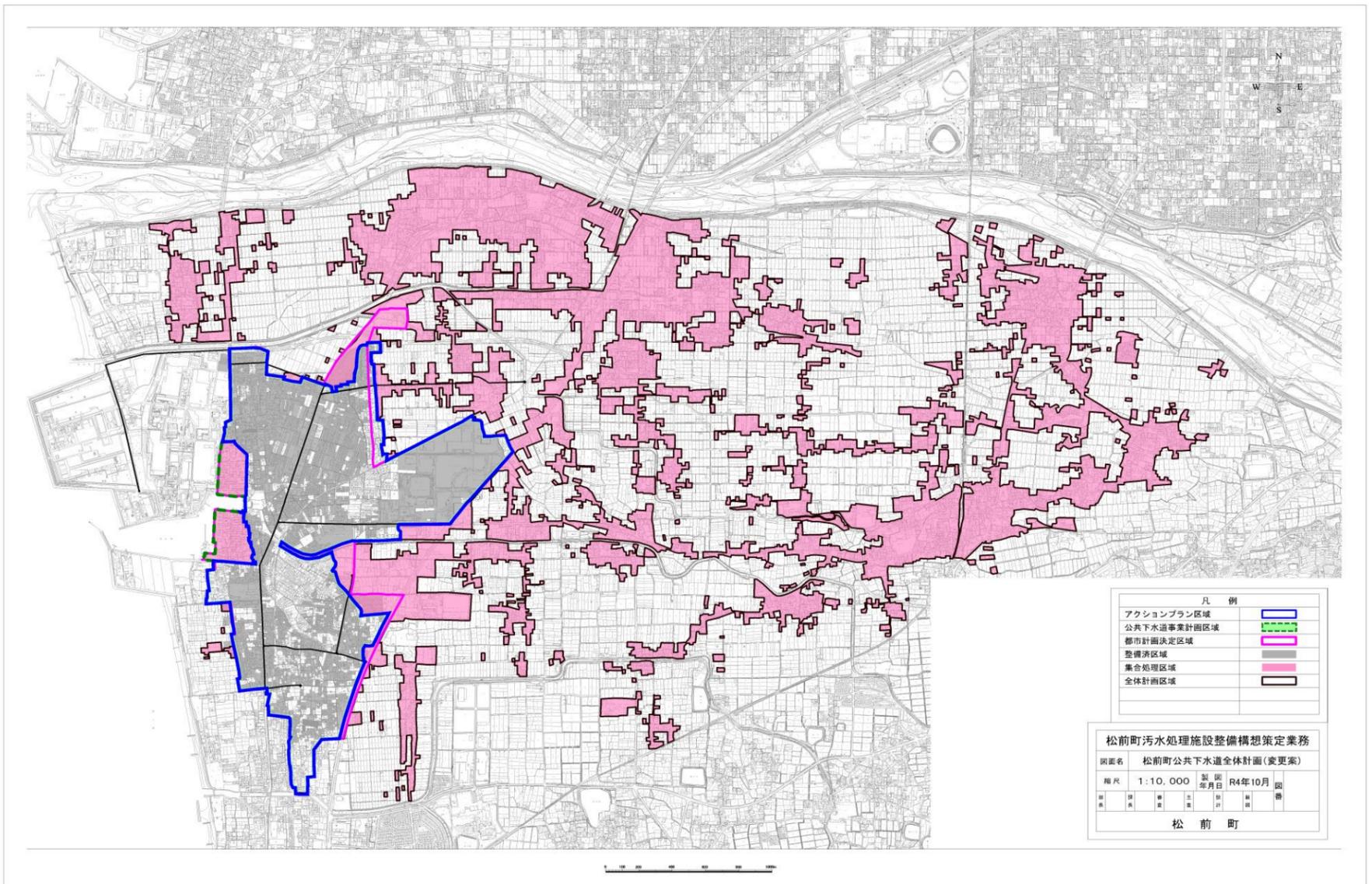
④循環型社会形成推進交付金交付申請

⑤基幹的設備改良事業の実施

■目標年次

令和8年度(H29~R8:10年間)

■手法毎の汚水処理整備区域



凡 例	
アクションプラン区域	
公共下水道事業計画区域	
都市計画決定区域	
整備済区域	
集合処理区域	
全体計画区域	